

令和3年4月28日

保護者 様

野田市教育委員会  
教育長 染谷 篤

### 今後の学校生活について

日頃より、本市教育行政及び学校経営へのご理解ご協力に感謝いたします。

本日、野田市において「まん延防止等重点措置」が5月11日までの期間で発せられました。依然として東葛飾地区を含む首都圏では警戒せざるを得ない状況が続いています。

今後の教育活動について、園児児童生徒の健康と安全を考え、文部科学省等からの通知やガイドラインに従って、引き続き感染防止対策を徹底しながら、子ども達の学びを保障するために、下記の通り対応して参りますのでご協力をお願いいたします。

学校外や休みの日であっても、学校生活で身に着けた感染予防行動を園児児童生徒の判断で実践できるように、ご家庭においてもご協力を願います。

### 記

#### 1 園・学校での生活について

- 家庭での検温や健康観察を確実にし、毎朝、健康カードを提出します。
- 園内・校内ではマスク着用を基本とします。外す場合は、身体的距離を確保するようにします。
- 屋外から教室に入る時や給食の前には、石鹸で手を洗います。
- 給食時は、向かい合わずに会話を控えて食べます。
- 掃除は教職員の指導の下で実施し、終了後は石鹸による手洗いを行います。
- 学習においては、感染リスクの高い活動を控えて、工夫しながら授業を進めます。

#### 2 園児児童生徒の出席について

- 園児児童生徒本人に発熱や風症状のある場合は「出席停止」となり、登校できません。かかりつけ医等に受診後、自宅で休養してください。
- 子どもが感染する場合は多くは家庭内感染です。同居するご家族に発熱や風邪症状がある場合は、登園・登校ができるかどうかを園・学校と相談してください。欠席となる場合は「出席停止」扱いとします。
- 同居の家族が濃厚接触者に指定されたり、発熱によるPCR検査を受けたりする場合は「陰性」が判明するまで、登校ができるかどうかを学校と相談してください。欠席する場合は「出席停止」扱いとしますので、必ず園・学校に連絡願います。

#### 3 学校外の生活について

- 学校外のスポーツ活動や習い事等においても、上記2の学校と同じ基準で参加し、マスク着用や食事（弁当を食べながら向かい合って大声で話さない）等、学校と同じ生活様式を心がけるようお願いいたします。
- 通勤圏や野田市の感染拡大状況を鑑み、休日や大型連休中の不要不急の外出や友人宅への泊り等を控えるようお願いいたします。